

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年7月28日（平成29年（行情）諮問第321号）

答申日：平成29年11月2日（平成29年度（行情）答申第287号）

事件名：特定刑事施設の平成29年2月1日現在職員名簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定刑事施設保有 特定刑事施設職員名簿（平成29年2月1日）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月31日付け札管発第509号により札幌矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）請求人（審査請求人を指す。以下、第2において同じ。）は、前回、平成28年1月1日付け特定刑事施設職員名簿を開示請求しているが、その時は「不当な圧力を加えられる」ことを理由に、法5条4号及び6号の規定を用い「係長相当職以下の職員の氏名を不開示」としている。（平成28年度（行情）答申第387号）

然し、今回は同理由で、係長以下ではなく首席矯正処遇官以下が全て抹消されており、今回の措置が前回と違うその理由説明もなく不当な措置であることに間違いない。

請求人は、処分庁の言われるがまま、適正の手数料及び送料を支払い適正な開示請求を行っているにも拘わらず不当にその行政文書の殆どを不開示としたものである。又、所長及び各部長職の4人（特定刑事施設職員）だけの名簿と最初から解っていれば誰も請求などしないのである。法務省管轄で詐欺を行っているようなものである。

確かに処分庁は、答申書の説明で「請求人が思う様な開示内容が届くとは限らない」という旨を記載してあったが、本件に関してはそういうレベルの問題ではなく、明らかな「詐欺レベル」となっており、とても

適正な情報開示の実施が行われたとは言えない。

- (2) 法5条1号ハの規定では「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」不開示情報とは認められておらず除外とする記載があることから、公務員としての地位を有する職員の情報は開示されるべきである。

又この規定は、同条4号、6号も考慮された上での規定であることからそれを打ち消すことは出来ない。

- (3) 請求人は、前回も主張したとおり、職員に「不当な圧力を加える」目的で開示請求を行っている訳ではなく、飽くまでも請求人に対しての不当な暴力、刑事事件に係る措置を行った職員に対しての訴訟、その行為に対する反省を促すことを目的として開示請求を行っている。

そのことから、厳密に言えば、特定することが出来るのであれば上記に係る職員及びその対象者のみの開示で何の問題もない。それが可能であるのなら、補正事項等による特定職員の記載を改めて行うことで開示の実施として頂きたい。

- (4) 平成29年3月31日付けの「行政文書開示決定通知書」において「行政文書には職員の氏名が記載されており」とあるが、それは当然のことであり、又その行政文書の開示を求めているのであって法5条1号ハの規定によりその開示が認められている以上、同条4号及び6号の現実には起こりそうにない理由を以て不開示とするのは不当である。

- (5) 処分庁は、上記通知書において法5条4号及び6号の理由でその不開示としているが、まず、「職員の適正な職務の遂行に支障を及ぼすおそれ」としての理由は、不当な暴力、刑事事件にかかる行為を続けている職員のどこにも「適正な職務の遂行」があるとは言えず不開示理由としては不適切である。

又、「職員に対する不当な圧力」は、まず、法務省の権限を以て、施設内での不当、不正に対する改善を行えば自然となくなる筈であり、それを行わず不開示の理由に「不当な圧力」を持ち出すのは本末転倒であり、施設内浄化が先決である。

又、本年4月19日付け開封の開示行政文書「受付30号32号」が差入れ扱いとされ交付されず、請求人の交付申出も拒否し、不当に法を破り、同27日、請求人が不服申立ての意志を見せるまで交付を拒み続けたものであり、その様な施設のどこにも「適切な管理運営」などはありません。その様な支障を生ずるところか不適切極まりない運営しか行っていない施設に上記理由を適用しようとするのは不適切であり、よって同条4号、6号の規定には該当しないことから不開示理由としては成立しない。

(6) 法5条4号及び6号に係る文言「おそれ」とは、法律上の解釈として、単にその行為、事件が「起こるかもしれない」という不確定なものでなく、相当な理由又は根拠を以て「起こり得る」と言えるものでなければならぬ。そして、4号の規定にもあるように「相当な理由」が必要となることから、請求人に対し、どの様な相当の理由を以て同条4号及び6号にかかる「おそれ」があると認めるのか。つまり、どの様な理由を以て請求人が「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす」のか。

又、不開示の理由として、大事件が発生でもするような極端な文言を使い記載されているが、本当に請求人に対して、その「おそれ」とする相当の理由があるのか。あるのであればその提示を求める。そうでなければ、不開示とする正当な理由とは言えず、本件措置は不当なものとなる。

以上の理由からも、本件「不開示措置」が著しく不当であり、諸部長が施設職員を庇うためだけに法律に定められた行政文書を不当に不開示としたことは明白である。

又、本来であるならば、国家公務員としての地位を有する刑務職員が不当な暴力や不正を行うこと自体が間違っており、処分庁が主張するような「職員の適正な職務の遂行」を履行しているのであれば「不当な圧力等」も起こらないし、請求人が無駄な時間と費用を費やして行政文書の開示請求などする必要もないのである。

このことを踏まえれば、法5条4号及び6号の主張は何の意味も持たなくなることから諮問庁となる法務大臣は真摯にこのことを受け留め本件審査を誠実に処理して頂きたい。よって、処分庁による不当な「不開示」の取消しを求め、正当な開示の実施を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、

特定刑事施設保有 特定刑事施設職員名簿（平成29年2月1日付け）について、処分庁が、平成29年3月31日付け行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、当該不開示部分のうち、首席矯正処遇官以下の職員に係る氏名が記録された部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことについて、過去の開示実績と異なり、不開示情報該当性の判断に不当があるとして、当該不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定刑事施設の所在地、電話番号等の情報のほか、当該施設に勤務する職員の官職及び氏名が表形式で記載されているとこ

ろ、審査請求人が主張するとおり、課長相当職以下の職員の氏名が不開示とされている。

刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名は、これを開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号に該当する。

本件対象文書で不開示とされている職員の氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」（平成29年版）に掲載されていないことから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、この結果として、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとともに、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

- 3 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条4号及び6号に該当することから、これを不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年7月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月4日 | 審議 |
| ④ 同年10月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定刑事施設保有 特定刑事施設職員名簿（平成2

9年2月1日)」である。

本件対象文書には、特定刑事施設の所在地、電話番号等の情報のほか、当該施設に勤務する職員の官職及び氏名が表形式で記載されており、電話番号の一部、課長相当職以下の職員の氏名が不開示とされている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「公務員としての地位を有する職員の情報は開示されるべきである」と主張しており、不開示とされている職員の氏名（本件不開示部分）の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書で不開示とされている職員の氏名について、当該職員の氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」（平成29年版）に掲載されておらず、これを開示した場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれがあることから、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する旨説明する。
- (2) そこで、当審査会事務局職員をして国立印刷局編「職員録」（平成29年版。平成28年12月2日発行）を確認させたところ、本件対象文書で氏名を不開示とされている職員（課長及び課長補佐相当職員（以下「課長等相当職員」という。）以下の者）の氏名は、上記「職員録」に掲載されていないことが認められる。
- (3) なお、審査請求人は、原処分における職員の氏名についての開示の範囲が過去の開示実績と異なる旨も主張しているので、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 矯正施設（特に刑事施設）の職員の氏名については、平成28年版までの「職員録」には課長等相当職員も掲載されていたが、課長等相当職員は、被収容者等に対する実力行使の指揮命令、被収容者等に対する不利益事項の告知、施設の措置に不満を有する被収容者等との面接などの業務を担っており、被収容者等と直接対峙する場面も多く、その際、職員本人又はその家族に対する危害を加える旨の脅迫を受けるなど、被収容者等から不当な圧力や中傷、攻撃を加えられる事案も少なくない実情にある。

イ そのため、課長等相当職員が不当な圧力等を危惧して職務遂行に消極的になったり、あるいはその結果として被収容者からろう絡されるような事案が発生したりすることのないよう、平成29年版の「職員録」からは、部長相当職以上の職員のみを掲載することに変更した。

そして、当該変更後の平成29年版の「職員録」を踏まえて開示の可否について検討した本件対象文書については、課長等相当職員についても公表慣行が認められず、不開示としたものである。

(4) 矯正施設で勤務する職員の職務の性質等に鑑みると、矯正施設における課長等相当職員の置かれた状況等に関する上記(3)アの諮問庁の説明は首肯できるから、矯正施設の課長等相当職員以下の職員の氏名を公にした場合、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高まると認められる。

(5) したがって、本件不開示部分を公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、本件不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史